7 農 第 1 0 5 号 令 和 7 年 5 月 8 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

須賀川市長 大寺 正晃

| 市町村名       |          | 須賀川市            |  |  |  |  |  |
|------------|----------|-----------------|--|--|--|--|--|
| (市町村コード)   |          | ( 07207 )       |  |  |  |  |  |
| 地域名        |          | 堤 地区            |  |  |  |  |  |
| (地域内農業集落名) | (堤地区)    |                 |  |  |  |  |  |
| 協議の結果を取り   | ましめた年日ロ  | 令和 7 年 4 月 24 日 |  |  |  |  |  |
| 加哉の和未ぞ取り   | チとめバミギガロ | (第 2 回)         |  |  |  |  |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・地域の中心的な農業者の高齢化が進んでおり、農業経営を引き継ぐ後継者がいないため、早急に新しい担い手を見つける必要がある。
  - ・水稲とキュウリ・果樹などの複合経営の農家が多く、農機具等の維持管理や機械更新にコストがかかり、経営を圧迫している。
  - ・物価高騰によるコストの増加、収入が不安定などの理由により、農家をやりたい、継ぎたいと考える若手が少ない。
  - ・地形的に地域の南側の川に近い農地が低いため、水害が発生しやすい地理条件であり、農作物に被害が発生 している。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
  - ・担い手、労働力を確保していくため、個人経営ではなく、集落営農や、法人化等、組織化を目指す。
  - ・地域の条件に合う、優良品種や高収益作物の導入を地域として検討していく。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

| 区 | 区域内の農用地等面積                       |               |       | ha |
|---|----------------------------------|---------------|-------|----|
|   | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | ※変更前<br>145.9 | 145.8 | ha |
|   | (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 |               |       | ha |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は 林地との間にある農地は保全・管理を行う区域として、今後検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

農地中間管理機構を利用し、認定農業者、新規就農者、農業生産法人等の中心的な担い手に農地を集約している。

### (2)農地中間管理機構の活用方針

地域の中で話し合い、農地中間管理機構を活用し、集積・集約に向けてマッチングを行う。農業者に情報が入ってきやすいようなシステムを構築する。

#### (3)基盤整備事業への取組方針

基盤整備未実施の圃場について、農用地の大区画化等の取組みを検討していき、地域の中心的な担い手が 集団化し、耕作しやすい農地を確保する。

### (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、様々な経営体を集め、地域の担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、新規参入しやすい環境づくりをする。若い担い手の確保のため、新規就農者、農短大、農業高校との連携を強化する。

# (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業はJA等に委託する。

### 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| <b>√</b> | ①鳥獣被害防止対策 | <b>V</b> | ②有機・減農薬・減肥料 | <b>V</b> | ③スマート農業 | <b>V</b> | ④畑地化·輸出等 | <b>V</b> | ⑤果樹等 |
|----------|-----------|----------|-------------|----------|---------|----------|----------|----------|------|
| ✓        | ⑥燃料•資源作物等 | >        | ⑦保全•管理等     | 7        | 8農業用施設  | >        | ⑨耕畜連携    |          | ⑩その他 |

## 【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策・・・今後、イノシシやその他の野生生物による被害を予防・防止するための体制を整え、被害が出る場合に対策を実施する。
- ②有機・減農薬・減肥料・・・農作物の付加価値を高め、農業所得の確保につなげる取組を検討する。
- ③スマート農業・・・担い手の減少・高齢化が見込まれる中、省力技術・労働負担軽減技術として導入を検討する。
- ④畑地化・輸出・・・販路拡大策の一つとして検討する。
- ⑤果樹等・・・販売単価の高い果樹や野菜などの園芸品目の導入・拡大・改植を推進する。既存の品目については生産安定につながる施設化や施設導入を検討する。
- ⑥燃料・資源作物等・・・遊休農地や需給調整に取り組む水田に燃料・資源作物等の導入を検討・推進する。
- |⑦保全・管理等・・・作物作付が困難なほ場においては、遊休化や荒廃の防止のため、永年性作物の作付けを検 |討する。

地域協同で実施している農地維持や地域資源の保全管理について、多面的機能支払交付金の活用を検討する。

- | ⑧農業用施設・・・担い手の営農や利用状況などを考慮し、農業用施設・共同利用施設の計画的な更新や集約 | 化を進める。
- ⑨耕畜連携・・・飼料作物を生産し、家畜排せつ由来のたい肥を利用することで資源循環を推進する。